

千葉県告示第337号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、平成31年4月5日から2週間一般の縦覧に供します。

平成31年4月5日

千葉市長 熊谷俊人

| 路線名 | 供用開始区間 | 供用開始期日 |
|---------------|-------------------------------------|-----------|
| 市道 横戸町6号線 | 花見川区横戸町1127番7から 花見川区横戸町1130番1まで | 平成31年4月5日 |
| 市道 横戸町23号線 | 花見川区横戸町1130番1から 花見川区横戸町1265番3まで | 平成31年4月5日 |
| 市道 横戸町78号線 | 花見川区横戸町1131番4から 花見川区横戸町1241番24まで | 平成31年4月5日 |